

令和2年3月31日成田市規則第23号

成田市会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和54年条例第4号）第23条の2第3項の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）の通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則に規定する通勤とは、会計年度任用短時間勤務職員が勤務のため、その者の住居と在勤所との間を往復することをいう。

(支給単位期間及び支給額)

第3条 会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償は、1カ月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号。以下「給与条例」という。）第12条第1項第1号に掲げる職員の要件に該当する会計年度任用短時間勤務職員 1カ月の通勤した回数に応じて、同条第2項第1号の規定に準じて算出した額
- (2) 給与条例第12条第1項第2号に掲げる職員の要件に該当する会計年度任用短時間勤務職員 別表に定める日額に、1カ月の通勤した回数（その回数が21回を超えるときは、21回）を乗じて得た額
- (3) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員の要件に該当する会計年度任用短時間勤務職員 前各号に定める額を合計した額

2 任命権者は、その職の通勤の実情等により前項各号に定める額により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その職の通勤に係る費用弁償の額を別に定めることができる。

(支給方法)

第4条 通勤に係る費用弁償は、給与条例第27条第6項に定める報酬の支給方法に準じて支給する。

(届出並びに支給の始期及び終期)

第5条 会計年度任用短時間勤務職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通勤届（別記様式）により、任命権者に届け出なければならない。ただし、第3条第2項の適用を受ける場合については、この限りでない。

- (1) 新たに第3条第1項各号の会計年度任用短時間勤務職員たる要件（以下「支給対象職員たる要件」という。）を具備するに至った場合
  - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、支給の要件に係る事実に変更があった場合
- 2 会計年度任用短時間勤務職員が新たに支給対象職員たる要件を具備するに至った場合は、その事実の生じた日から通勤に係る費用弁償の支給を開始する。ただし、前項本文の規定による届出が、その事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から支給するものとする。
- 3 通勤に係る費用弁償は、会計年度任用短時間勤務職員が支給対象職員たる要件を欠いた場合にあってはその事実の生じた日の前日まで支給し、離職した場合にあってはその事実の生じた日まで支給する。
- 4 通勤に係る費用弁償の額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日から支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、支給額を増額して改定する場合について準用する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

片道の使用距離	日額
5 k m未満	1 0 0 円
5 k m以上 1 0 k m未満	2 0 0 円
1 0 k m以上 1 5 k m未満	3 4 0 円
1 5 k m以上 2 0 k m未満	4 8 0 円
2 0 k m以上 2 5 k m未満	6 2 0 円
2 5 k m以上 3 0 k m未満	7 6 0 円
3 0 k m以上 3 5 k m未満	9 0 0 円
3 5 k m以上 4 0 k m未満	1, 0 3 0 円
4 0 k m以上 4 5 k m未満	1, 1 7 0 円
4 5 k m以上 5 0 k m未満	1, 2 5 0 円
5 0 k m以上 5 5 k m未満	1, 3 4 0 円
5 5 k m以上 6 0 k m未満	1, 4 2 0 円
6 0 k m以上	1, 5 1 0 円

[別記様式 略]